なお、採用する見積により設計数量に変更が生じることがある。

また、見積書の作成費用は、作成者負担とする。

⑫　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴの全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事（構造物工（橋梁上部）【施工者希望Ⅱ型】）の対象工事である。

⑬　本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）の対象工事である。

⑭　本工事は、週休２日を推進するため、月単位の週休２日の現場閉所を実施する試行工事である。

⑮　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正をする試行工事である。

⑯　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、新技術を活用する工事である。

⑰　本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

⑱　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

⑲　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

⑼　本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式に代えることができるものとする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局における一般土木工事に係る令和５・６年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下、局長）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成21年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、下記①の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

経常建設共同企業体（甲型）にあっては、代表者を含む構成員のいずれかが下記①の実績を有すること。

①　鋼橋上部工事で、次の⒜から⒟の要件を満たす施工実績。

⒜　道路橋（Ａ活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること

⒝　橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋の新設工事であること。なお、鋼床版鈑桁橋並びに単純鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

⒞　最大支間長が55m以上であること。

⒟　施工実績が適切なものであること。

ただし、⒜から⒟は同一橋梁での施工実績であること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、上記⒜から⒞の施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係及び農林水産関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記⒟「施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否は関係法令による。

また、本工事の工場製作のみが行われている期間は、主任技術者又は監理技術者の専任は要しないが、工場から現地へ工事の現場が移行する時点からは、主任技術者又は監理技術者を専任で配置できるものでなければならない。

なお、本公告において申請できる技術者は上限２名とする（上記１で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる技術者は上限２名とする。）

①　土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成21年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記㋐の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること。

甲型又は乙型の共同企業体構成員の技術者として従事した施工経験については、共同企業体構成員が以下のいずれかに該当するものに限る。

・甲型共同企業体については、構成員の出資比率が20％以上であること。
・乙型共同企業体については、構成員が施工を行った分担工事のものであること。

㋐　鋼橋上部工事で、次の⒜から⒟の要件を満たす施工経験。

⒜　道路橋（Ａ活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

⒝　橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋の新設工事であること。なお、鋼床版鈑桁橋並びに単純鋼床版箱桁橋は施工経験としてよい。

⒞　最大支間長が55m以上であること。

⒟　施工実績が適切なものであること。

ただし、⒜から⒟は同一工事での施工経験であること。

また、施工経験として提出した工事の全工期（準備・後片付け期間は除く）に従事していること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、上記⒜から⒞の施工経験が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記⒟「施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

㋑　専任補助者を配置する場合の㋐に代わる施工経験（代要件）　専任補助者を配置する場合の、主任技術者又は監理技術者が満たさなければならない上記㋐に代わる施工経験（代要件）は、工事種別が上記２⑵に示す「鋼橋上部工事」とする。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。

④　主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。

⑤　単体企業にあたっては、上記①及び②の要件を満たしている主任技術者又は監理技術者を配置できること。

経常建設共同企業体（甲型）も申請できる技術者は上限２名であるが、受注した際には全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できることとし、代表者を含む構成員のいずれか１社の技術者が上記①及び②の要件を満たしていること。

なお、監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。